

令和8年度

釧路市各会計予算書







# 総 括 表

会 計 名		当初予算額	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
一 般 会 計		109,900,000							
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	14,862,121							
	国民健康保険阿寒診療所事業	585,566							
	国民健康保険音別診療所事業	394,763							
	後 期 高 齢 者 医 療	3,550,723							
	介 護 保 険	保 険 事 業 勘 定	18,263,659						
		介 護 サ ー ビ ス 勘 定	107,512						
	魚 揚 場 事 業	156,282							
	駐 車 場 事 業	150,569							
	動 物 園 事 業	447,809							
	企 業 会 計	病 院 事 業	54,907,240						
水 道 事 業		9,315,279							
工 業 用 水 道 事 業		67,745							
下 水 道 事 業		11,646,589							
公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業		188,267							
港 湾 整 備 事 業		843,248							
合 計		225,387,372							



# 一 般 会 計



## 令和8年度釧路市一般会計予算

令和8年度釧路市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109,900,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、25,000,000千円と定める。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間秀典

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円 <b>21,980,198</b>
	1 市 民 税	9,405,816
	2 固 定 資 産 税	8,627,836
	3 軽 自 動 車 税	458,994
	4 市 た ば こ 税	1,653,203
	5 鉱 産 税	11,938
	6 入 湯 税	153,645
	7 都 市 計 画 税	1,393,766
	8 宿 泊 税	275,000
2 地 方 譲 与 税		<b>764,944</b>
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	119,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	474,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	108,944
	4 特 別 と ん 譲 与 税	40,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	23,000
3 利 子 割 交 付 金		<b>83,000</b>
	1 利 子 割 交 付 金	83,000
4 配 当 割 交 付 金		<b>115,000</b>
	1 配 当 割 交 付 金	115,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		<b>134,000</b>
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	134,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		<b>398,000</b>
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	398,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		<b>5,482,000</b>
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	5,482,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		<b>8,200</b>
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	8,200
9 地 方 特 例 交 付 金		<b>225,409</b>
	1 地 方 特 例 交 付 金	222,098
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	3,311
10 地 方 交 付 税		<b>27,070,000</b>
	1 地 方 交 付 税	27,070,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		<b>15,000</b>
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,000

款	項	金額
12 分担金及び負担金		千円
		<b>706,765</b>
	1 分担金	61,652
	2 負担金	645,113
13 使用料及び手数料		<b>2,494,602</b>
	1 使用料	1,922,305
	2 手数料	572,297
14 国庫支出金		<b>25,723,597</b>
	1 国庫負担金	20,881,476
	2 国庫補助金	4,790,316
	3 国庫委託金	51,805
15 道支出金		<b>7,349,428</b>
	1 道負担金	5,622,112
	2 道補助金	1,390,987
	3 道委託金	336,329
16 財産収入		<b>316,953</b>
	1 財産運用収入	214,363
	2 財産売却収入	102,590
17 寄附金	1 寄附金	<b>2,712,212</b> 2,712,212
18 繰入金		<b>4,000,731</b>
	1 特別会計繰入金	17,695
	2 基金繰入金	3,983,036
19 繰越金	1 繰越金	1 1
20 諸収入		<b>4,890,560</b>
	1 延滞金及び加算金	15,002
	2 預金利子	17,948
	3 貸付金元利収入	4,039,671
	4 受託事業収入	75,965
	5 雑収入	741,974
21 市債	1 市債	<b>5,429,400</b> 5,429,400
<b>歳入合計</b>		<b>109,900,000</b>

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円
		<b>280,694</b>
2 総務費	1 議会費	280,694
	1 総務管理費	9,180,105
	2 徴税費	156,874
	3 選挙費	86,915
	4 監査委員費	9,947
3 民生費		<b>39,142,536</b>
	1 社会福祉費	9,241,788
	2 老人福祉費	637,994
	3 児童福祉費	12,627,388
	4 生活保護費	13,167,054
	5 医療助成費	3,468,312
4 衛生費		<b>4,067,176</b>
	1 保健衛生費	1,471,074
2 清掃費	2,596,102	
5 労働費		<b>128,000</b>
	1 労働費	128,000
6 農林水産業費		<b>1,259,147</b>
	1 農業費	630,809
	2 林業費	508,099
	3 水産業費	120,239
7 商工費		<b>5,225,617</b>
	1 商工費	5,225,617
8 土木費		<b>5,584,404</b>
	1 土木管理費	161,451
	2 道路橋梁費	3,622,227
	3 河川費	114,304
	4 都市計画費	43,688
	5 公園費	689,922
	6 住宅費	952,812

款	項	金額
		千円
9 港 湾 費		1,515,211
	1 港 湾 費	1,515,211
10 消 防 費		1,163,101
	1 消 防 費	1,163,101
11 教 育 費		7,738,055
	1 総 務 費	3,991,348
	2 小 学 校 費	833,639
	3 中 学 校 費	728,070
	4 高 等 学 校 費	76,319
	5 幼 稚 園 費	15,844
	6 社 会 教 育 費	1,263,439
	7 保 健 体 育 費	829,396
12 災 害 復 旧 費		173,423
	1 農林水産業施設災害復旧費	4,000
	2 土木施設災害復旧費	141,417
	3 教育施設災害復旧費	28,006
13 公 債 費		11,674,162
	1 公 債 費	11,674,162
14 諸 支 出 金		10,586,683
	1 特 別 会 計 繰 出 金	10,586,683
15 職 員 費		11,837,950
	1 職 員 費	11,837,950
16 予 備 費		90,000
	1 予 備 費	90,000
歳 出	合 計	109,900,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
防災行政無線更新事業費	令和9年度	11,622
津波一時避難場所整備事業費	令和9年度	1,727,153
法人立保育所等整備費補助金	令和9年度	265,589
こども計画策定事業費	令和9年度	4,334
公営住宅等建設費	令和9年度	18,730
	令和9年度から令和10年度まで	1,592,668
高機能消防指令施設整備費	令和9年度	893,092
桜ヶ岡地区義務教育学校整備事業費	令和9年度	443,095
小学校施設整備費	令和9年度	38,316
博物館施設整備費	令和9年度	57,293
市立美術館企画展開催費補助金	令和9年度	11,000

### 第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	千円			
防災行政無線更新事業費	10,100			
市 有 施 設 補修・改修事業費	29,700			
津波一時避難場所 整備事業費	33,400			
公 金 収 納 デジタル化事業費	22,500			
アイヌ政策推進 交付金事業費	7,400			
コミュニティセンター 施設整備費	45,900	普通貸借	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
アイヌ住宅改良資金 貸付事業費	10,100	又は	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
障害者教養文化 体育施設整備費	8,400	証券発行		
高齢者生きがい 交流プラザ施設整備費	7,400			
法人立保育所等 整備費補助金	69,900			
大楽毛児童センター 整備事業費	37,200			
春日・治水児童館 統合整備事業費	21,800			
休日夜間急病センター 医療機械器具整備費	3,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
火葬場施設整備費	43,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
労働者福祉センター施設整備費	9,100			
農業用水道管理費	26,800			
農村都市交流センター関連施設費	3,000			
農道管理費	3,100			
道営草地整備事業費	8,200			
林道管理費	25,700			
農山漁村地域整備交付金事業負担金	1,900			
観光国際交流センター施設整備費	88,200			
除雪ドーザ購入費	36,100			
市道整備事業費	1,333,000			
河川機能保全対策費	101,700			
公園整備費	121,500			
公営住宅等建設費	216,200			
港湾施設整備費	213,000			
国直轄港湾工事負担金	799,900			
国直轄空港工事負担金	1,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
消防施設整備費	436,200			
義務教育学校整備事業費	964,100			
教職員住宅解体事業費	10,700			
小学校施設整備費	60,100			
中学校施設整備費	211,500			
博物館施設整備費	45,100			
鳥取温水プール 施設整備費	40,500			
大規模運動公園 体育施設整備費	36,400	普通貸借	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。
水道事業会計出資金	88,600	又は	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
過疎対策事業債 (ソフト分)	197,200	証券発行		
計	5,429,400			



# 特 別 会 計



# 国民健康保険特別会計



## 令和8年度釧路市国民健康保険特別会計予算

令和8年度釧路市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,862,121千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000,000千円と定める。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間 秀典

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険収入		千円
		<b>14,862,121</b>
	1 国民健康保険料	2,092,538
	2 国庫支出金	7,673
	3 道支出金	11,066,468
	4 財産収入	1,627
	5 繰入金	1,672,170
6 諸収入	21,645	
<b>歳入合計</b>		<b>14,862,121</b>

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険費		千円
		<b>14,862,121</b>
	1 総務費	272,531
	2 保険給付費	10,724,313
	3 国民健康保険事業費納付金	3,508,510
	4 保健事業費	133,610
	5 諸支出金	220,157
6 予備費	3,000	
<b>歳出合計</b>		<b>14,862,121</b>

# 国民健康保険阿寒診療所事業特別会計



## 令和8年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計予算

令和8年度釧路市の国民健康保険阿寒診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ585,566千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

### (一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、150,000千円と定める。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間 秀典

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険 阿寒診療所事業収入		<b>585,566</b>
	1 診療収入	145,026
	2 使用料及び手数料	1,491
	3 道支出金	5,960
	4 繰入金	381,169
	5 諸収入	6,120
	6 市債	45,800
<b>歳入合計</b>		<b>585,566</b>

歳出

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険 阿寒診療所事業費		<b>585,566</b>
	1 総務費	411,083
	2 医療費	139,363
	3 公債費	34,620
	4 予備費	500
<b>歳出合計</b>		<b>585,566</b>

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	千円			
施 設 整 備 費	4,400	普通貸借	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
医療機械器具整備費	41,400	又は 証券発行	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
計	45,800			



# 国民健康保険音別診療所事業特別会計



## 令和8年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計予算

令和8年度釧路市の国民健康保険音別診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ394,763千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

### (一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、30,000千円と定める。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間 秀典

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険 音別診療所事業収入		千円
		<b>394,763</b>
	1 診療収入	76,379
	2 使用料及び手数料	439
	3 道支出金	6,493
	4 繰入金	303,440
	5 諸収入	3,412
6 市債	4,600	
<b>歳入合計</b>		<b>394,763</b>

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険 音別診療所事業費		千円
		<b>394,763</b>
	1 総務費	331,756
	2 医業費	42,919
	3 公債費	19,688
4 予備費	400	
<b>歳出合計</b>		<b>394,763</b>

## 第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施 設 整 備 費	千円 4,600	普通貸借  又は  証券発行	5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	4,600			



# 後期高齢者医療特別会計



## 令和8年度釧路市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度釧路市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,550,723千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間 秀典

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療収入		千円
		<b>3,550,723</b>
	1 後期高齢者医療保険料	2,540,400
	2 国庫支出金	19,800
	3 繰入金	984,922
	4 繰越金	1
	5 諸収入	5,600
<b>歳入合計</b>		<b>3,550,723</b>

歳出

款	項	金額
1 後期高齢者医療費		千円
		<b>3,550,723</b>
	1 総務費	88,893
	2 後期高齢者医療 広域連合納付金	3,456,730
	3 諸支出金	5,100
<b>歳出合計</b>		<b>3,550,723</b>

# 介護保険特別会計



## 令和8年度釧路市介護保険特別会計予算

令和8年度釧路市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,263,659千円と、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,512千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、500,000千円と定める。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間秀典

第1表 歳入歳出予算

(保険事業勘定)

歳入

款	項	金額
		千円
1 介護保険収入		<b>18,263,659</b>
	1 介護保険料	3,075,013
	2 国庫支出金	4,486,073
	3 支払基金交付金	4,686,783
	4 道支出金	2,568,982
	5 財産収入	6,467
	6 繰入金	3,438,767
	7 繰越金	1
	8 諸収入	1,573
<b>歳入合計</b>		<b>18,263,659</b>

歳出

款	項	金額
		千円
1 介護保険費		<b>18,263,659</b>
	1 総務費	518,605
	2 保険給付費	16,803,148
	3 地域支援事業費	907,544
	4 基金積立金	6,467
	5 諸支出金	27,895
<b>歳出合計</b>		<b>18,263,659</b>

(介護サービス事業勘定)

歳入

款	項	金額
1 介護サービス事業収入		千円
		107,512
	1 サービス収入	51,499
	2 道 支 出 金	3,300
	3 繰 入 金	51,859
4 繰 越 金	1	
5 諸 収 入	853	
歳 入 合 計		107,512

歳出

款	項	金額
1 介護サービス事業費		千円
		107,512
	1 総 務 費	10,110
	2 サービス事業費	95,248
3 公 債 費	2,153	
4 諸 支 出 金	1	
歳 出 合 計		107,512



# 魚揚場事業特別会計



## 令和8年度釧路市魚揚場事業特別会計予算

令和8年度釧路市の魚揚場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ156,282千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間 秀典

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 魚揚場事業収入		千円
		<b>156,282</b>
	1 使用料及び手数料	61,662
	2 分担金及び負担金	5,637
	3 財産収入	1,843
	4 繰入金	77,401
	5 諸収入	9,739
<b>歳入合計</b>		<b>156,282</b>

歳出

款	項	金額
1 魚揚場事業費		千円
		<b>156,282</b>
	1 事業費	125,244
	2 公債費	30,538
	3 予備費	500
<b>歳出合計</b>		<b>156,282</b>

# 駐車場事業特別会計



## 令和8年度釧路市駐車場事業特別会計予算

令和8年度釧路市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ150,569千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間 秀典

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 駐車場事業収入		千円
		<b>150,569</b>
	1 事業収入	102,417
	2 財産収入	1,206
	3 繰入金	46,258
4 諸収入	688	
<b>歳入合計</b>		<b>150,569</b>

歳出

款	項	金額
1 駐車場事業費		千円
		<b>150,569</b>
	1 事業費	145,569
2 予備費	5,000	
<b>歳出合計</b>		<b>150,569</b>

# 動物園事業特別会計



## 令和8年度釧路市動物園事業特別会計予算

令和8年度釧路市の動物園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ447,809千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

### (一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間秀典

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 動物園事業収入		千円
		<b>447,809</b>
	1 使用料及び手数料	58,130
	2 道 支 出 金	699
	3 財 産 収 入	133
	4 寄 附 金	1
	5 繰 入 金	382,349
	6 繰 越 金	1
	7 諸 収 入	1,396
8 市 債	5,100	
<b>歳 入 合 計</b>		<b>447,809</b>

歳出

款	項	金額
1 動物園事業費		千円
		<b>447,809</b>
	1 事 業 費	431,729
	2 公 債 費	13,080
3 予 備 費	3,000	
<b>歳 出 合 計</b>		<b>447,809</b>

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
アイヌ政策推進 交付金事業費	5,100	普通貸借  又は  証券発行	5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	5,100			



# 企 業 会 計



# 病 院 事 業 会 計



## 令和8年度釧路市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度釧路市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 599床
  - ア 一般病床 535床
  - イ 精神病床 50床
  - ウ 感染症病床 4床
  - エ 結核病床 10床

(2) 患者数

区 分	年間延患者数 人	一日平均患者数 人
入院患者	164,250	450
外来患者	256,665	1,065
計	420,915	1,515

(3) 主要な建設改良事業

- ア 新棟建設等事業 29,678,587千円  
7か年継続事業の4年次目
- イ 医療機械等整備 440,000千円
- ウ 医療情報システム整備 398,292千円  
3か年継続事業の2年次目

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	21,859,201千円
第1項 医業収益	19,313,675千円
第2項 医業外収益	2,305,540千円
第3項 高等看護学院収益	119,985千円
第4項 特別利益	120,001千円
支 出	
第1款 病院事業費用	23,139,902千円
第1項 医業費用	22,157,477千円
第2項 医業外費用	702,306千円
第3項 高等看護学院費用	119,985千円
第4項 特別損失	160,134千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1, 218, 912千円は、当年度分資本的収支調整額31, 839千円及び過年度分損益勘定留保資金1, 187, 073千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	30,548,426千円
第1項 企業債	30,516,700千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 寄付金	1千円
第4項 投資	11,400千円
第5項 基金繰入金	20,324千円
支 出	
第1款 資本的支出	31,767,338千円
第1項 建設改良費	30,516,879千円
第2項 企業債償還金	1,182,282千円
第3項 投資	67,776千円
第4項 基金積立金	101千円
第5項 道補助金消費税返還金	300千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療機械等整備費	令和9年度	4,050,000千円
新棟備品購入費	令和9年度	169,400千円
新棟移転業務委託費	令和9年度	647,016千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
院舎増改築費	29,678,500千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内に
医療機械等整備費	440,000			
医療情報システム整備費	398,200			

計	30,516,700	率	において借り換えることができる。
---	------------	---	------------------

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、17,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,357,363千円

(2) 交際費 1,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,249,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療機械	パルスフィールドアブレーションシステム	1式
	厨房機器	1式
	注射薬自動払出装置	1式
	検体検査自動検査システム	1式
	多項目自動血球分析装置	2式
	生化学自動分析装置	2式
	採血管準備システム	1式
	X線血管造影装置	2式
	コンピューター断層診断装置	2式
	CT装置	1式
	SPECT装置	1式
	X線TV装置	1式
	マンモグラフィ	1式
	ハイブリッド手術装置	1式
	手術映像システム	1式
高圧蒸気滅菌器	3式	

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間秀典

病院事業会計



# 水道事業会計



## 令和8年度釧路市水道事業会計予算

### (総則)

第1条 令和8年度釧路市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量	19,848千m <sup>3</sup>
(2) 一日平均配水量	54,378m <sup>3</sup>
(3) 給水戸数	88,594戸
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路布設	796m
イ 浄水場整備	6か所

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	5,757,593千円
第1項 営業収益	5,258,077千円
第2項 営業外収益	499,516千円
支 出	
第1款 水道事業費用	5,413,359千円
第1項 営業費用	4,912,831千円
第2項 営業外費用	500,528千円

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,367,648千円は、当年度分資本的収支調整額203,756千円、当年度分損益勘定留保資金1,943,892千円及び建設改良積立金220,000千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,534,272千円
第1項 企業債	1,292,300千円
第2項 出資金	97,500千円
第3項 他会計負担金	45,815千円
第4項 工事負担金	1,617千円
第5項 国庫補助金	97,040千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,901,920千円
第1項 建設改良費	2,615,514千円

第2項 企業債償還金

1, 286, 406千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管整備事業費	令和9年度	539,253千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道第3回 拡張事業費	千円 406,000	普通貸借  又 は  証券発行	5.0% 以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
上水道配水管 整備事業費	578,100			
上水道浄水場 施設整備事業費	189,500			
簡易水道 整備事業費	118,700			
計	1,292,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 669,205千円

(2) 交 際 費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、71,617千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
水 質 検 査 機 器	イオンクロマトポストカラムシステム	1 台

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典



# 工業用水道事業会計



## 令和8年度釧路市工業用水道事業会計予算

### (総則)

第1条 令和8年度釧路市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	4か所
(2) 総給水量	3,139千m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	8,600m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 遠方監視装置更新工事	1式

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益		66,237千円
第1項 営業収益		65,605千円
第2項 営業外収益		632千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用		59,123千円
第1項 営業費用		55,609千円
第2項 営業外費用		3,514千円

### (資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,622千円は、当年度分資本的収支調整額519千円及び過年度分損益勘定留保資金8,103千円で補填するものとする。）。

支 出		
第1款 資本的支出		8,622千円
第1項 建設改良費		5,709千円
第2項 企業債償還金		2,913千円

### (一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

### (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない

い。

(1) 職員給与費

11,402千円

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間 秀典

# 下水道事業会計



## 令和8年度釧路市下水道事業会計予算

### (総則)

第1条 令和8年度釧路市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総処理水量	27,258千m <sup>3</sup>
(2) 主要な建設改良事業	
ア 管渠布設	762m
イ 処理場整備	5か所
ウ ポンプ場整備	2か所

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	7,463,076千円
第1項 営業収益	5,361,894千円
第2項 営業外収益	2,101,182千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	6,911,626千円
第1項 営業費用	6,604,934千円
第2項 営業外費用	306,692千円

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,377,683千円は、当年度分資本的収支調整額132,117千円、当年度分損益勘定留保資金1,790,640千円及び減債積立金454,926千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,357,280千円
第1項 企業債	1,515,800千円
第2項 国庫補助金	815,100千円
第3項 他会計補助金	25,080千円
第4項 分担金及び負担金	1,300千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,734,963千円
第1項 建設改良費	2,480,065千円
第2項 企業債償還金	2,249,648千円
第3項 国庫補助金返還金	5,250千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
古川終末処理場整備事業費	令和9年度	568,000千円
旭町ポンプ場整備事業費	令和9年度	76,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道建設事業費	千円 1,515,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	1,515,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 450,882千円

(2) 交 際 費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の建設事業費及び汚水処理費等支払のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,080千円及び27,831千円である。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典



# 公設地方卸売市場事業会計



## 令和8年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算

### (総則)

第1条 令和8年度釧路市公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### (1) 経常業務

ア 青果物取扱高		10,044,000千円
イ 花き取扱高		528,000千円
ウ 市場施設	売場	6,360㎡
	貸室	1,777㎡

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 市場事業収益		130,026千円
第1項 営業収益		83,798千円
第2項 営業外収益		46,228千円
支 出		
第1款 市場事業費用		118,876千円
第1項 営業費用		98,032千円
第2項 営業外費用		20,844千円

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額34,695千円は、過年度分資本的収支調整額4,425千円、当年度分資本的収支調整額2,967千円及び過年度分損益勘定留保資金27,303千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		34,696千円
第1項 補助金		34,696千円
支 出		
第1款 資本的支出		69,391千円
第1項 企業債償還金		69,391千円

### (一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

#### (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	9,372千円
(2) 交際費	10千円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債元金の償還及び営業費用等支払のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、34,696千円及び20,288千円である。

令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間 秀典

# 港湾整備事業会計



## 令和8年度釧路市港湾整備事業会計予算

### (総則)

第1条 令和8年度釧路市港湾整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### (1) 経常業務

ア 上屋	上屋貸付	10棟
	オープンヤード貸付	106,346㎡
イ 船舶給水	年間給水量	29,120㎥
ウ 荷役機械	石炭荷役機械貸付	1基
	ガントリークレーン貸付	1基
エ 土地賃貸	貸付換算面積	198,431㎡

#### (2) 建設改良業務

ア 上屋改良	西港区第2埠頭	1棟
イ ガントリークレーン改修	西港区第3埠頭	
	レール基礎改修	209m

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 施設運営事業収益		582,938千円
第1項 営業収益		574,543千円
第2項 営業外収益		8,395千円
第2款 埋立事業収益		123,202千円
第1項 営業収益		123,202千円
合 計		706,140千円
支 出		
第1款 施設運営事業費用		535,801千円
第1項 営業費用		491,221千円
第2項 営業外費用		44,580千円
第2款 埋立事業費用		28,163千円
第1項 営業費用		22,126千円
第2項 営業外費用		879千円
第3項 特別損失		5,158千円
合 計		563,964千円

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額



令和8年2月26日提出

釧路市長 鶴間 秀典

